

徳島県公安委員会規則第12号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月24日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第28条第1項第1号ア中「規定する講習」の次に「（以下「安全運転管理者等講習」という。）」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 講習終了証書の交付

ア 安全運転管理者等講習を受講した者には、別記様式第15号の16の安全運転管理者等講習終了証書を交付するものとする。

イ 自転車運転者講習を受講した者には、別記様式第15号の17の自転車運転者講習終了証書を交付するものとする。

別記様式第5号を次のように改める。

整理番号														
安全運転管理者に関する届出書														
年 月 日														
徳島県公安委員会 殿														
安全運転管理者を(選任・解任 ・届出事項を変更)				}			したので				届出者(法人の名称・代表者)の住所・氏名			
届け出ます。							住所				氏名			
											(電話 )			
選任年月日	年 月 日													
安全運転 管理者氏名	(ふりがな)													
資 格 要 件	生年月日 年 月 日( 歳) (年齢)													
	運転の管理経験													
	1 2年以上	2 公安委員会の教習 修了者で1年以上	3 公安委員会 の認定											
職務上の地位														
安全運転管理者 が運転免許を持 っている場合	免許の種類													
	免許年月日													
	免許番号													
	交付年月日													
	交付公安委員会													
安全運転管理者 の勤務の態様	勤 務	日勤・隔日・その他( )												
	副安全運転管 理者の有無	あり( 名) なし												
安全 運転 管理者 の略 歴	勤 務 期 間	勤務所名		職名										
	自 . . 至 . .													
	自 . . 至 . .													
	自 . . 至 . .													
	自 . . 至 . .													
使用 の 本 拠 業 種 別	1 官公署 2 公社等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他( )													
	自 動 車 台 数	乗 大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪 (実数)	普 通 二 輪 (実数)	計 (実数)
												( )	( )	( )
	運 転 者 数	免 許 種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計			
専 従														
予 備														
前 安 全 運 転 管 理 者	解任年月日	年 月 日												
	氏 名													
	解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他( )												
徳島県警察ホームページへの事業所名等の登載														
承諾する 承諾しない														

備考 1 届出者は、欄には記入しないこと。  
 2 選任の届出書には、次の書類を添付すること。  
 (1) 運転免許証の写し、戸籍抄本又は住民票の写し いずれか1通  
 (2) 運転管理に関する証明書 1通  
 (3) 運転記録証明書 1通  
 3 添付書類のうち「運転管理に関する証明書」は、「安全運転管理者の略歴」欄を記入することでこれに替えることができる。  
 4 大型二輪及び普通二輪の台数を計算する場合においては、大型二輪1台又は普通二輪1台は、それぞれ0.5台として計算し、( )にその実数を記入すること。  
 5 徳島県警察ホームページに事業所名及び住所(字名まで)を掲載することについて、該当するにレ印をいれること。

別記様式第 6 号を次のように改める。

別記様式第6号(第15条関係)

整理番号		副安全運転管理者に関する届出書
		年 月 日
徳島県公安委員会 殿		
副安全運転管理者を(選任・解任・届出事項を変更)		届出者(法人の名称・代表者)の住所・氏名
} したので		住所
		氏名
届け出ます。		(電話 )

選任年月日	年 月 日			使用の本拠の自動車台数	名称													
副安全運転管理者氏名	(ふりがな)				安全運転管理者の氏名	位置												
	資格要件	生年月日 年 月 日(歳)					業種別	1 官公署 2 公社等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他( )										
職務上の地位					使用の本拠における自動車台数	乗用貨物		大 中 準 普		大 中 準 普		大 小 大 普		計				
副安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類						大	中	準	普	大	中	準	普	大	小	大	普
	免許年月日				型	型	型	通	型	型	型	通	特	特	(実数)	(実数)	(実数)	
	免許番号				型	型	型	通	型	型	型	通	特	特	( )	( )	( )	
交付年月日					運転者数	専従予備	免許種別		種 種		種 種		種 種		特 二		計	
交付公安委員会							一	二	一	二	一	二	一	二	自	自	計	
副安全運転管理者の勤務の態様	勤務日勤・隔日・その他( )				前副安全運転管理者	解任年月日		年 月 日										
	補助者の有無 あり(名) なし			氏名														
副安全運転管理者の略歴	勤務期間			前副安全運転管理者	解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任											
	勤務所名				4 解任命令 5 その他( )													
	職名																	
	自 . . 至 . .																	
	自 . . 至 . .																	

徳島県警察ホームページへの事業所名等の登載 承諾する 承諾しない

- 備考 1 届出者は、欄には記入しないこと。  
 2 選任の届出書には、次の書類を添付すること。  
 (1) 運転免許証の写し、戸籍抄本又は住民票の写し いずれか1通  
 (2) 運転管理に関する証明書 1通  
 (3) 運転記録証明書 1通  
 3 添付書類のうち「運転管理に関する証明書」は、「副安全運転管理者の略歴」欄を記入することでこれに替えることができる。  
 4 大型二輪及び普通二輪の台数を計算する場合においては、大型二輪1台又は普通二輪1台は、それぞれ0.5台として計算し、( )にその実数を記入すること。  
 5 徳島県警察ホームページに事業所名及び住所(字名まで)を搭載することについて、該当する にレ印をいれること。

別記様式第 7 号を次のように改める。

別記様式第 7 号 削除

別記様式第 7 号の 2 を削る。

別記様式第 15 号の 16 を別記様式第 15 号の 17 とし，別記様式第 15 号の 15 の次に次の 1 様式を加える。

様式第15号の16（第28条関係）

安全運転管理者等講習終了証書

署別・整理番号

事業所名

受講者

殿

道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく  
安全運転管理者等の講習を終了したことを証する。

年 月 日

徳島県公安委員会 印

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第5号による安全運転管理者に関する届出書及び別記様式第6号による副安全運転管理者に関する届出書は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則別記様式第5号による安全運転管理者に関する届出書及び別記様式第6号による副安全運転管理者に関する届出書とみなす。
- 3 改正前の規則別記様式第5号による安全運転管理者に関する届出書及び別記様式第6号による副安全運転管理者に関する届出書は、当分の間、所要の調整をしてこれを使用することができる。